

地域密着型通所介護運営規程〔指定通所型介護予防サービス〕

（目的）

第1条 社会福祉法人三美厚生団が設置するみのだデイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「地域密着型通所介護〔通所型介護予防サービス〕従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者及び事業対象者に対し、適切な指定地域密着型通所介護〔指定通所型介護予防サービス〕を提供すること、および「介護予防・日常生活支援総合事業の対象者が、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援すること」をを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。
- 2 事業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、妥当適切に行うものとする。
 - 4 サービス提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 みのだデイサービスセンター
2. 所在地 三好市井川町大佐古20-1

（実施主体）

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人三美厚生団とする。

（実施の種類）

第5条 事業所は、次の事業を行う。

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の第三者への委託は行わないものとする。

(職員の職種、員数、職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者（兼務） 1名（施設長）

- ① 事業所を代表し、総括の任に当たる。
- ② 事業所の職員に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ③ 職員の管理、利用者の申し込みの調整、業務の実施状況の把握、それらを一元的に管理する。

2. 統括施設長（兼務） 1名

- ① 事業所の業務、管理、運営に関すること。
- ② 会計、経理、契約に関すること。

3. 次長（兼務） 1名

- ① 施設長の補佐に関すること。
- ② 在宅介護支援業務全般に関すること。

4. 生活相談員 1名以上

- ① 居宅介護サービス計画に沿っての地域密着型通所介護計画の作成。
- ② 利用者の心身の状況を的確に把握し相談援助等を行う。
- ③ それぞれの利用者に対して地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況、目標の達成状況の記録を行う。

5. 介護職員 2名以上（月・火・水・木・金・土）

- ① 地域密着型通所介護計画に基づきその人が日常生活を営む事ができるよう必要な援助を行う。
- ② レクリエーション、行事等の実施。

6. 看護職員 1名以上

- ① 健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとる。
- ② 緊急時の対応を行う。
- ③ 感染症が発生、またはまん延しないよう必要な措置を行う。

7. 機能訓練指導員 1名以上

- ① 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練訓練指導及び助言を行う

8. その他 2名

(営業日、営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日とする。
ただし、国民の祝日、1月1日より1月3日は休日とする。
2. 営業時間 午前8時30分より午後5時30分までとする。
(利用者・利用者家族希望により午後8時00分まであり)

(指定地域密着型通所介護〔介護予防サービス〕の利用定員)

第8条 事業所の利用定員は1日18名とする。

(指定日常生活支援総合事業の利用者を含む)

(事業所のサービスの内容)

第9条 利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切なサービスを行う。

1. 地域密着型通所介護計画に従ったサービスの提供。

①入浴

利用者、家族の希望に沿って実施。

②排泄

排泄の自立について必要な援助を行う、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に交換する。

③その他の介護

整容等随時必要により実施する。

④食事

嗜好を考慮した嚥下しやすいものとし、食堂にて摂取する。

⑤その他のサービスの提供

レクリエーション、行事を適宜行う。

(費用)

第10条 1. 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合

利用者から利用料の一部として通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費または居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2. 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合

利用者から支払いを受ける利用料の額と、通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3. 1. 2. の額の他に次ぎに掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取る事ができる。

①通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎。

②通常要する時間を超える通所介護で利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額を超える費用。

③食材料費

④おむつ代

⑤日常生活においても通常必要となるものの係る費用で、利用者が負担することが適当と思われるもの。

4. 1. 2. 3. の費用についてあらかじめ利用者、家族に対してサービス内容及び費用について説明を行い、同意を得る。

(事業の実施地域)

第 11 条 事業所の事業の実施地域については、旧井川町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条

利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応)

第 13 条

- 1 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村及び広域連合、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、避難・救出訓練等を実施し避難場所、避難方法の徹底を行う。また、地理的に見て土砂災害も視野に入れ、早めの対応ができるよう心がけ

る。

(個人情報の保護)

第 15 条 三美厚生団の個人情報保護規定に法り適切に取り扱う。

(従業者の服務規程)

第 16 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を厳守し業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては常に以下の事項に留意します。

- ①利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- ②常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- ③お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(記録の整備)

第 17 条 1. 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
2. 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備しその完結の日から 5 年間保存するものとします。

(苦情処理)

第 18 条 提供したサービスに対しての苦情については、受付担当者を設け、迅速に改善を行い、文章で回答し、事業所内に掲示する。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村及び広域連合に通報するものとする。

(身体拘束の廃止)

第 20 条 利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けたときにのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録する。

(地域との連携)

第 21 条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(設備及び備品等)

第 22 条 事業所は、指定居宅サービスの人員、設備及び備品に関する基準に定める必要な設備及び備品等を設ける。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 23 条
- ①事業所が提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
 - ②相談室は相談内容が漏えいしないよう出入り口のドアを閉める。
 - ③利用者に対して適切な通所介護を提供できるよう勤務の体制を定める。
 - ④介護従事者の資質向上のため研修の機会を確保する。
 - ⑤利用定員を超えて通所介護の提供を行ってはならない。
 - ⑥職員は業務上知り得た秘密を在職中及び退職後も漏洩しない。
 - ⑦サービスに提供する備品等の清潔を保持し、衛生管理に留意する。
 - ⑧重要事項等の詳細については事業所内掲示板に掲示する。

第 24 条 (業務継続計画の策定等について)

事業所は、非常災害等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画(以下、「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修や訓練を実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第 25 条 (感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会におおむね 6 ヶ月に 1 回以上参加する。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

付則	この運営規定は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
	一部改正平成 12 年 6 月 1 日より施行する。(定員、職員配置)
	一部改正平成 17 年 4 月 12 日より施行する。(定員、職員配置)
	一部改正平成 17 年 10 月 1 日より施行する。
	一部改正平成 19 年 6 月 1 日より施行する。
	一部改正平成 19 年 7 月 1 日より施行する。
	一部改正平成 20 年 12 月 1 日より施行する。(営業日の変更)
	一部改正平成 21 年 4 月 1 日より施行する。(実施地域の変更)
	(職員の職種、員数、職務内容)
	一部改正平成 23 年 12 月 1 日より施行する。(営業日・営業時間の変更)
	一部改正平成 25 年 4 月 1 日より施行する。(事業所の名称)
	(定員、職員配置)
	(営業日の変更)
	(記録の整備)
	一部改正平成 27 年 4 月 1 日より施行する。(営業時間)
	一部改正平成 28 年 4 月 1 日より施行する。(名称の変更)
	(営業日の変更)
	(利用定員の変更)
	一部改正令和 2 年 3 月 1 日より施行する。(名称変更)
	(目的変更)(運営方針変更)(実施種類変更)
	(サービス利用に当たっての留意事項変更)(緊急時における対応変更)(非常災害対策変更)(虐待防止に関する事項追加)(身体拘束の廃止追加)(地域との連携変更)
	一部改正令和 8 年 6 月 30 日より施行する。(目的)
	(職員の職種、員数、職務内容)
	(利用定員 総合事業含む)
	(業務継続計画の策定等について)
	(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)